平成２２年（フ）第１９２号
三重県四日市市生桑町65番地５
債務者　長友日登美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
三重県桑名市大字江場781番地　ファミール97―３Ｃ号
債務者　速水　　泉
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
三重県四日市市前田町14番20号
債務者　本間　久美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
三重県桑名市大字大福229番地
債務者　坂本三枝子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
兵庫県川西市花屋敷１丁目16番21号101
債務者　新宮　　守
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９４号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番26―704号
債務者　吉田　鈴子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９５号
兵庫県宝塚市向月町17番３号
債務者　北山　英子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３０８号
兵庫県川西市加茂２丁目20番４号
債務者　蔵本武司こと　藏本　武司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０４号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗534番地７
債務者　山内　祐一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１７号
兵庫県加古川市野口町野口346番地の２　宮前団地１―103号
債務者　長船　龍雄
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市網干区田井228番地１　須磨マンション201号
債務者　芝田久美子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２６号
兵庫県加古川市米田町平津689番地の11　プラザ平津201号
債務者　山本　枝里
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３０号
兵庫県姫路市飾磨区矢倉町２丁目26番地　市営英賀保住宅１棟1506号
債務者　薄井　友美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県朝来市山東町楽音寺166番地　シャーメゾン楽音寺Ｃ棟２階201号、申立時の住所兵庫県朝来市山東町大月1023番地１
債務者　西草　千広
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
兵庫県美方郡新温泉町辺地308番地
債務者　山本　　譲
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
奈良県天理市庵治町488番地
債務者　田口　進一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
奈良県大和郡山市九条町960番地123
債務者　赤松るみ子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所